



蒲 生 北 部 復 興

# 区 画 整 理 だ よ り



VOL 21

発行: 仙台市 復興事業局 復興まちづくり部 蒲生北部整備課  
[http://www.city.sendai.jp/fukko/1205241\\_2757.html](http://www.city.sendai.jp/fukko/1205241_2757.html)

平成27年  
7月10日

## ご挨拶

日頃より本市の復興への取り組みにご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。夏の日差しを感じる季節になりました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

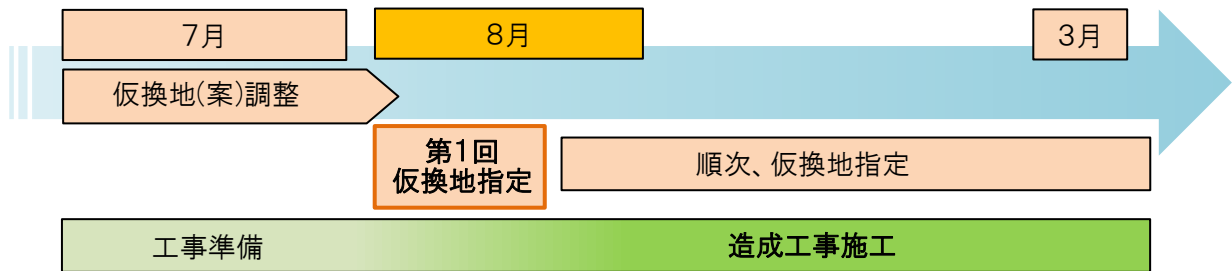
本市においては、仮換地指定に向けた仮換地(案)の調整を行うとともに、本格的な工事着手の準備を鋭意進めております。

今回の「区画整理だより」では、今後のスケジュール、造成工事の着手及び防集跡地買取り期限についてお知らせいたします。

## お知らせ

### ◆今後のスケジュールについて

8月上旬に第1回目の仮換地指定(※)を予定しております。その後は順次、仮換地指定を行うとともに造成工事を進めていきます。



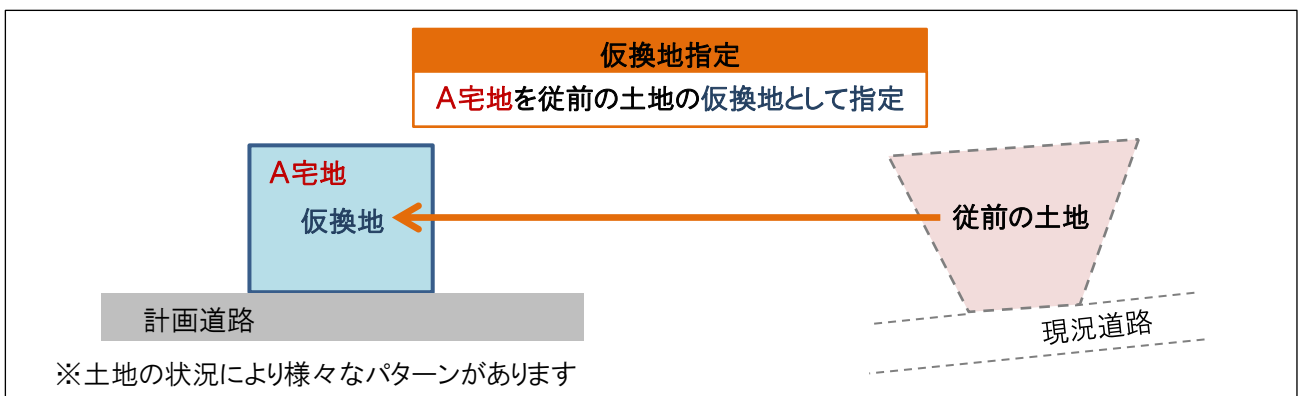
### (※)「仮換地指定」とは

土地区画整理後に新しく配置される土地を「換地」といい、換地は土地区画整理事業の全ての工事完了後、換地処分という手続きの後に正式に皆様に引き渡されます。

換地処分までの間は、仮に換地を指定(=仮換地指定)することにより、従前の土地に代わり、工事が完了した土地から順次利用すること(使用収益の開始)が可能となります。

なお、仮換地指定は「仮換地指定通知書」にて、その位置、地積、効力発生日を皆様に通知することにより行います。

(仮換地と換地は原則として同一の位置になります)



## ◆造成工事の着手について

### ●蒲生北部JVからのお知らせ

7月初旬より安全施設の設置作業を進めており、今後、本格的な造成工事に着手してまいります。

造成工事の詳細につきましては、次号でご案内する予定です。

## ◆移転促進区域内における跡地買取り(防災集団移転促進事業)の終了について

本年度末(平成28年3月末)をもちまして移転促進区域内の跡地買取りが終了いたします。下記「買取りできる土地」のうち、本市による買取りを希望する土地をお持ちの方は、下記「買取り依頼書の提出期日」までに買取り依頼書をご提出願います。

### 《買取りできる土地》

- ・面積確定通知書に記載の土地のうち、以下の①、②に当てはまるもの
- ① 登記地目にかかわらず、被災前の土地利用の実態が宅地または農地であるもの
- ② いわゆる行き止まり通路で、被災前に固定資産税が課税(減免されたものを含む)されていた土地であるもの

### 《買取り依頼書の提出期日》

- ・住宅用家屋がある宅地の買取りをご希望の方：平成27年8月31日まで
- ・更地の宅地または農地の買取りをご希望の方：平成27年10月30日まで

(お問合せ先：復興事業局 復興まちづくり部 住宅再建支援課

電話：022-214-8460)

## ◆区画整理だよりについて

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方、相続権利者の方及び郵送をご希望される方に発送しております。

相続権利者につきましては、継続して調査を行っており、発送日時点において当課で把握している方へ発送しております。

住所に変更があった場合や相続登記がお済みになった場合等には、蒲生北部整備課までご連絡いただきますようお願いいたします。

仙台市復興事業局 復興まちづくり部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 本庁舎4階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-8350 Email: fko002250@city.sendai.jp

